

週休2日促進工事試行実施要領

1. 目的

本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を図るための取組みとして、土日・祝日を休日とする週休2日促進工事（以下「試行工事」という。）の試行実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2. 発注方式

発注者指定方式

発注者が、土日・祝日の現場閉所に取り組むことを指定し、労務費の補正を当初設計より計上する方式

3. 用語の定義

（1）週休2日

対象期間内の土日・祝日に対する現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、90%以上の水準に達する状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、準備期間、各種検査期間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や、発注者が認める場合についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（4）分離発注工事

分離発注工事とは、建築と設備を分離して発注する工事をいう。

分離発注工事においては、すべての対象工事が現場閉所を行った日を現場閉所日とする（複数工区のある場合は、全ての工区で現場閉所を行った日）。

4. 対象案件

入札公告や補足説明書において、「週休2日促進工事」であることを明示した案件を対象とする。

5. 積算方法等

(1) 補正方法

建設現場の週休 2 日の実現に取り組むため、当初の予定価格から補正係数を設定する。

試行工事においては、補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。施工費が見積もりの場合は、見積徴取時に週休 2 日が前提となっている為、補正対象外である。

補正方法については、「週休 2 日促進工事試行実施要領補足事項」（別添）により補正を実施する。

(2) 積算及び変更方法

「発注者指定方式」において、当初の予定価格算出時に、土日・祝日現場閉所を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。現場閉所の達成状況を確認し、土日・祝日現場閉所（現場閉所率 90%以上）の達成ができない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

分離発注工事においては、全ての対象工事が土日・祝日現場閉所を達成できなければ、原則全ての対象工事で減額変更を行う。

複数工区の場合は、全ての工区で達成できなければ、原則全ての対象工事で減額変更を行う。

6. 工期の変更

工期の変更理由が以下の(1)～(3)に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- (2) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

7. 試行方法

(1) 発注者は、試行工事の実施について、契約締結後、速やかに受注者へ対象工事である旨を周知し、土日・祝日現場閉所（現場閉所率 90%以上）が達成できない場合は、減額設計変更対象である旨を必ず確認する。

(2) 受注者は契約後、監督員と協議のうえ、週休 2 日を反映した施工計画書「実施工程表」を提出する。この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には、現場着手日を明示する。分離発注などで複数の受注者がいる場合は、各工区の建築工事の受注者が主体となって作成する。

- (3) 監督職員は、「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」「日報集計表」等を受注者より受領し、土日・祝日現場閉所が確保されていることを確認する。
- (4) 監督職員は、定期的に対象期間内の現場閉所日数を確認する。また、工程計画の見直し等が生じた場合は、その都度見直された実施工程表を受領し、現場閉所の状況を確認する。

8. 留意事項

- (1) 現場閉所の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2) 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- (3) 対象工事の受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (4) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

9. 工事成績評定

土日・祝日現場閉所（現場閉所率 90%以上）の現場閉所の達成ができなかった場合でも、工事成績の減点を行わない。

10. その他

受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、「大阪府入札参加停止要綱」「建設工事請負契約書」に基づき厳正に対応する。

附則

この要領は、令和元年8月29日から施行する。